

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 95,389 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 924,178 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引き上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉							
	障害者福祉費	264,185	184,919	10,500	2,039	45,389	21,338
	老人福祉費	53,835			14,319		39,516
	児童措置費	65,635	58,858				6,777
	母子父子福祉費	4,564	1,685		2,000		879
	小計	388,219	245,462	10,500	18,358	45,389	68,510
社会保険							
	国民健康保険対策費	126,124	36,657				89,467
	介護保険対策費	153,871	12,964				140,907
	後期高齢者医療費	215,838	38,383		2,281	50,000	125,174
	小計	495,833	88,004	0	2,281	50,000	355,548
保健衛生							
	予防費	25,834	733				25,101
	こどもセンター運営費	2,889					2,889
	子ども医療費	10,652	773		9,500		379
	健康づくり事業費	751			200		551
	小計	40,126	1,506	0	9,700	0	28,920
合計		924,178	334,972	10,500	30,339	95,389	452,978

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、令和7年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は令和7年度予算書の「目」の名称。事業費は「目」のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、障害福祉サービス費、後期高齢者医療費の不足財源分に充当。